

事 務 連 絡
令 和 3 年 8 月 3 日

公益社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する
事業分野別指針の一部を改正する件」について

平素は格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記告示につきまして、別紙の通り、7月30日付けで公布され、8月2日より適用されましたので、貴会におかれましては、下記内容について御了知のうえ、貴会員病院等に適宜御周知願います。

記

1 改正概要

経営力向上計画（※）の認定基準のうち、医療業に係る認定基準につきましては、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針（平成28年厚生労働省告示第281号。以下「指針」という。）において定めている。

今般の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響や経済社会情勢の変化に適切に対応して、中小企業の足腰強化等を促進するための措置等を講じるため、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号。以下「改正法」という。）により中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）が改正されたことに基づき、所要の改正を行うもの。

※ 経営力向上計画とは、特定事業者等が人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画であり、この計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等を受けることができる。

（参考：地方厚生局 HP）

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/kenko_fukushi/keieiryokukou_jyoukeikaku.html

2 改正の内容

- 改正法の施行により、経営力向上計画の認定対象について、「中小企業者等」から「特定事業者等」に変更され、医療業においては、資本金の額又は出資の総額が 10 億円以下又は常時使用する従業員の数が 2000 人以下である医業を主たる事業とする法人から常時使用する従業員の数が 2000 人以下である医業を主たる事業とする法人に変更となった（法第 2 条第 6 項第 2 号並びに産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 3 年政令第 219 号）による改正後の中小企業等経営強化法施行令（平成 11 年政令第 201 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項第 1 号）。それに伴い、指針においても同様の変更を行う。

 - 改正法の施行により、新たに中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和 3 年厚生労働省、経済産業省告示第 1 号）が定められたことに基づき、以下の 2 点改正を行う。
 - ・ 経営力向上計画の対象となる事業承継の類型について、積極的な経営資源の組み合わせを通じた労働生産性の向上を目的とするものも対象であることを明確化
 - ・ 経営力向上に係る事業の実施に当たり留意すべき事項として、「ローカルベンチマーク」（※）等を参照して経営状況を明確化し、経営課題を整理した上で、経営力向上計画を実施していただく旨を追加
- ※ ローカルベンチマークとは、売上高増加率や営業利益率などの 6 つの指標からなる財務情報と経営者や事業への着目などの 4 つの視点からなる非財務情報に関する各データを入力することで企業の経営状況を把握するためのツール。
- （参考：経済産業省 HP）
- https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/1ocaben/

3 適用期日

告示日：令和 3 年 7 月 30 日

適用日：令和 3 年 8 月 2 日（改正法の施行の日）

（参考：中小企業庁 HP 掲載の指針全文）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>

以上

○厚生労働省告示第二百九十八号
 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、及び同法を実施するため、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次の表のように改正し、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から適用することとしたので、同条第五項の規定に基づき公表する。
 令和三年七月三十日
 厚生労働大臣 田村 憲久
 （傍線部分は改正部分）

	改	正	部
医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針 第1 基本認識 1 市場動向 2 産業構造・業態の特徴	医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針 第1 基本認識 1 市場動向 2 産業構造・業態の特徴	平成12年度に約30兆円であった国民医療費は、平成30年度には約43兆円に増大しており、そのうち、およそ38%にあたる約17兆円は、75歳以上に係るものである。	平成29年度には約43兆円に増大しており、そのうち、およそ37%にあたる約16兆円は、75歳以上に係るものである。
医療機関 病院 一般診療所 有床診療所 無床診療所 歯科診療所 有床診療所 無床診療所	179,416施設 8,300施設 102,616施設 6,644施設 95,972施設 68,500施設 20施設 68,480施設	179,090施設 8,372施設 102,105施設 6,934施設 95,171施設 68,613施設 21施設 68,592施設	平成30年12月末日時点 平成30年10月1日時点
歯科技工所 あん摩マッサージ指圧、はり又はきゆうを行う施術所 柔道整復の施術所 訪問看護ステーション 助産所	21,004施設 90,688施設 50,077施設 9,665施設 2,523施設	21,004施設 90,688施設 50,077施設 10,856施設 2,545施設	平成30年12月末日時点 令和2年12月時点 令和2年3月末日時点 平成31年3月末日時点
3 (略) 第2 経営力向上の実施方法に関する事項 1 支援対象	医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、組織の活力の向上による人材の有効活用、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のためのデジタル技術の活用その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、 <u>中小企業等経営強化法</u> （平成十一年法律第十八号）以下「法」という。）第2	医療分野における経営力向上のための支援の対象は、医療等サービスにおいて、事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、組織の活力の向上による人材の有効活用、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のためのデジタル技術の活用その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う取組とする。ただし、 <u>中小企業等</u> が事業承継等（ <u>中小企業等経営強化法</u> （平成十一年法律第十八	

<p>条第六項に規定する特定事業者等（以下「特定事業者等」という。）が事業承継等（法第二条第十項第九号に掲げるものを除く。以下同じ。）により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合において、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組及び他の事業者の事業を承継するものうち、事業承継等による経営資源の組合せを通じた労働生産性の向上を目的とする取組を支援対象とする。</p> <p>2 経営力向上に係る指標 多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。 このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ICTの活用等によるコストの削減その他の各特定事業者等において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。</p> <p>3 経営力向上に係る事業の実施に当たり留意すべき事項 特定事業者等は、経営力向上に係る事業を行うに先立ち、「ローカルベンチャー」等を参照して自医療機関等の現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに、経営力向上に係る事業を的確に実施するため、当該事業が経営課題の解決に資することを明確化するものとする。</p> <p>第3 経営力向上に関する事項 1・2 (略)</p> <p>3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項 一 事業基盤の維持 特定事業者等は、人員削減を目的とした取組を法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。また、組織再編行為が患者、従業員等に与える影響が大きいに鑑み、事業承継等を行う場合においては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。</p> <p>二 経営力向上計画の進捗状況の把握 特定事業者等は、経営力向上計画について、定期的に自己評価を行い、進捗状況を把握するものとする。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用 特定事業者等は、事業の運営の透明性及び信頼性を確保するため、各法人等に適用される会計基準等を利用して、信頼性のある計算書類等を作成し、活用するものとする。</p> <p>五 地域経済の健全な発展 特定事業者等は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うものとする。</p> <p>第4 医療分野経営力向上推進機関に関する事項 1・2 (略)</p> <p>3 医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項 一 医療分野経営力向上推進機関は、医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、<u>特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。</u> 二 (略)</p>	<p>号。以下「法」という。）第二条第十項第九号に掲げるものを除く。）により、他の事業者から取得した又は提供された経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行う場合においては、事業の継続が困難である他の事業者の事業を承継するものうち、事業の経営の承継を伴う取組を支援対象とする。</p> <p>2 経営力向上に係る指標 多くの医療等サービスにおいては、収益（収入）の中心が保険診療収益となっているが、保険診療は公定価格により行われるため、医療機関の収入増を目指すに当たっては一定の制約があるといえる。 このため、医療分野における経営力を測るための指標としては、職員の離職率、勤続年数、定着率、利用者満足度、ICTの活用等によるコストの削減その他の各事業者等において設定する客観的に評価可能な指標を用いることが適当である。 (新設)</p> <p>第3 経営力向上に関する事項 1・2 (略)</p> <p>3 経営力向上の促進に当たって配慮すべき事項 一 事業基盤の維持 事業者は、人員削減を目的とした取組を法第十七条第一項に規定する経営力向上計画（以下「経営力向上計画」という。）の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。また、組織再編行為が患者、従業員等に与える影響が大きいに鑑み、事業承継等を行う場合においては、患者等に必要なサービスの継続的な提供、従業員の雇用の安定等に特に配慮するものとする。</p> <p>二 経営力向上計画の進捗状況の把握 事業者は、経営力向上計画について、定期的に自己評価を行い、進捗状況を把握するものとする。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 信頼性のある計算書類等の作成及び活用 事業者は、事業の運営の透明性及び信頼性を確保するため、各法人等に適用される会計基準等を利用して、信頼性のある計算書類等を作成し、活用するものとする。</p> <p>五 地域経済の健全な発展 事業者は、地域経済の健全な発展に配慮するため、地域経済やサプライチェーンの維持・強化に資する事業承継等に係る取組を行うものとする。</p> <p>第4 医療分野経営力向上推進機関に関する事項 1・2 (略)</p> <p>3 医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって配慮すべき事項 一 医療分野経営力向上推進機関は、医療分野経営力向上推進業務の実施に当たって、合理的な理由なく、<u>特定の中小規模の医療機関等を支援対象から外すことのないようにすること。</u> 二 (略)</p>
---	---